平成３０年（フ）第２７７号
埼玉県川越市大字砂859番地６
債務者　岩城　陸宏
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７８号
埼玉県川越市大字砂859番地６
債務者　岩城　國子
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第８５号
愛知県稲沢市日下部北町５丁目81番地１
債務者　橋本あけみ
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１８号
三重県多気郡多気町平谷911番地
債務者　西出　和恵
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第１６号
京都府亀岡市篠町野条上又４番地２　山口ハイツ202号
債務者　大崎　万智
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第５０２号
堺市堺区新在家町東２丁２番27号　ヴィラ新在家102号
債務者　柳垣　淑仲
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
高知市神田2387番地８
債務者　山崎　久義
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４６号
福島県喜多方市関柴町三津井字唐八2282番地１　孝ハウス　102
債務者　石井　晴美
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
群馬県邑楽郡明和町斗合田170番地、住民票上の住所群馬県館林市分福町847番地の42分福町県営住宅－Ｂ－38
債務者　佐々木秀之
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第３３０号
京都市北区西賀茂神光院町119番地２　コーポ西賀茂302
債務者　今村　修二
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１９号
京都市伏見区納所中河原17番地９
債務者　角谷　麻衣
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２５号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2791番地　ステイドリーム白浜101号、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1058番地の７
債務者　楠本　由紀
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第１１号
香川県木田郡三木町大字平木1099番地13
債務者　田口　正暉
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２号
香川県木田郡三木町大字平木1099番地13
債務者　田口　裕子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９５号
香川県高松市十川東町586番地１　ニュークレインハイツＥ－105
債務者　平岡　信哉
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１１号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目42番13号、前住所熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目11番１－101号　Ｎ＆ＹアベニューＡ
債務者　志柿　志麻
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１８９０号
大阪市西成区松３丁目３番39―603号
債務者　寿司処祇園衣川こと　衣川　　徹
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９６８号
大阪府八尾市宮町３丁目１番３－302号
債務者　平家　　剛
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部